

第 1 章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

わが国では、第9期介護保険事業計画の期間中に団塊の世代が後期高齢者の75歳以上となる、令和7（2025）年を迎えることとなります。

さらに、高齢者人口が最も多くなると予測されている令和22（2040）年については、医療・介護両方のニーズを持つ高齢者や独居高齢者、要介護高齢者などの支援の必要な方の増加が見込まれています。

また、国による第9期介護保険事業計画の基本指針では、都市部と地方で高齢化の進行が異なる現状から、中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえた介護サービス基盤を整備するとともに、地域の状況に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策の検討を図ることの重要性が示されました。

本町における高齢者の現状は、高齢化の進行により高齢者人口は増加傾向にあり、特に後期高齢者が増加し、それに伴って要支援・要介護認定者数や認定率も増加してきています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、外出や地域での活動が制限され、従来の様々な活動が停滞し、社会的な孤立感が高まる等、住民の生活に大きな影響を及ぼしました。このことは、社会とのつながりや人との交流の大切さを意識するきっかけにもなりました。

このような状況を踏まえ、本町においても、認知症施策の充実や自立支援・介護予防の推進、生産年齢人口の減少を踏まえた介護人材の確保、相談体制の充実等の取組を推進することが重要です。

また、これからのニーズとして、老老介護等の家族介護者支援に取り組むことや、重層的支援体制整備事業等により、障がいや生活困窮など他分野との連携促進を図るとともに、属性や世代を問わない包括的な相談支援等を図るなど地域共生社会の実現が求められています。

本町では、これらの課題に対応して誰もが住み慣れた地域で支え合いながら安心して自分らしく暮らせるまちづくりを目指して「いきいきくまとり高齢者計画2024」を策定します。



2 計画の位置付け

本計画は、介護保険の利用の有無に関わらず、高齢者福祉に関する施策全般を定める高齢者福祉計画と、介護保険事業についてそのサービス見込量などを定める介護保険事業計画並びに認知症の方及びその家族の方の視点に立った施策全般を定める認知症施策推進計画を一体的に策定するものです。

高齢者福祉計画

基本的な政策目標を設定し、その実現のために取り組むべき施策全般を盛り込む。老人福祉法第20条の8の規定による老人福祉計画です。

介護保険事業計画

要支援・要介護認定者の人数、介護保険の給付対象となるサービスの利用意向等を勘案し、介護保険の給付対象となるサービスの種類ごとの量の見込み等を定めるもの。介護保険法第117条に規定された計画です。

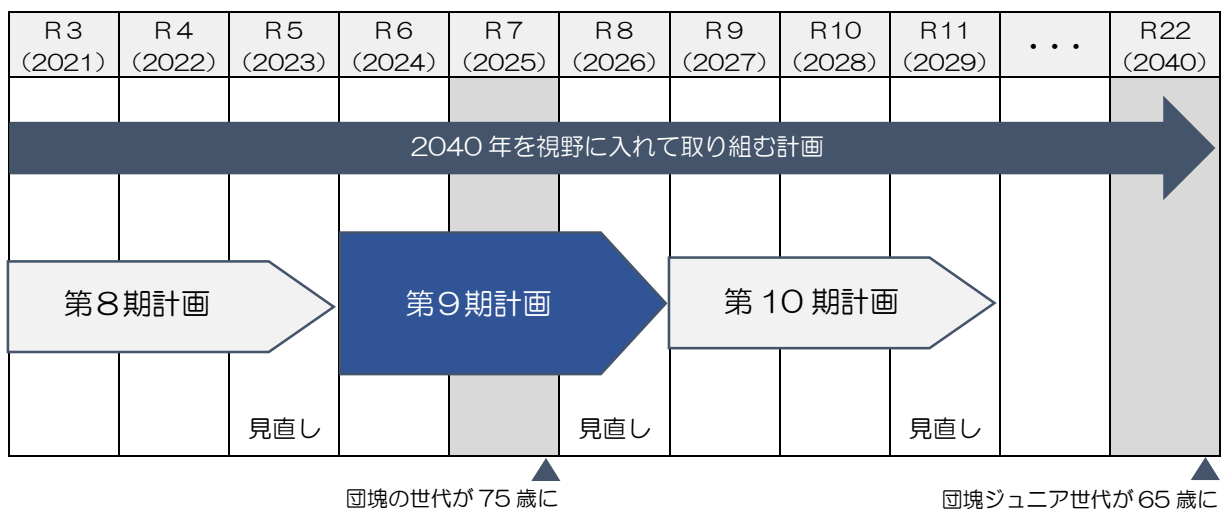
認知症施策推進計画

認知症施策の総合的な推進を図るため、令和5年6月に公布された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づく国の基本計画の策定に先駆け、「熊取町認知症施策推進計画」を策定します。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3か年です。

本計画は、第9期計画の3年間だけではなく、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年も見据えた計画とし、中長期的な視野に立って、サービス・給付・保険料の水準を推計し、施策の展開を図ります。

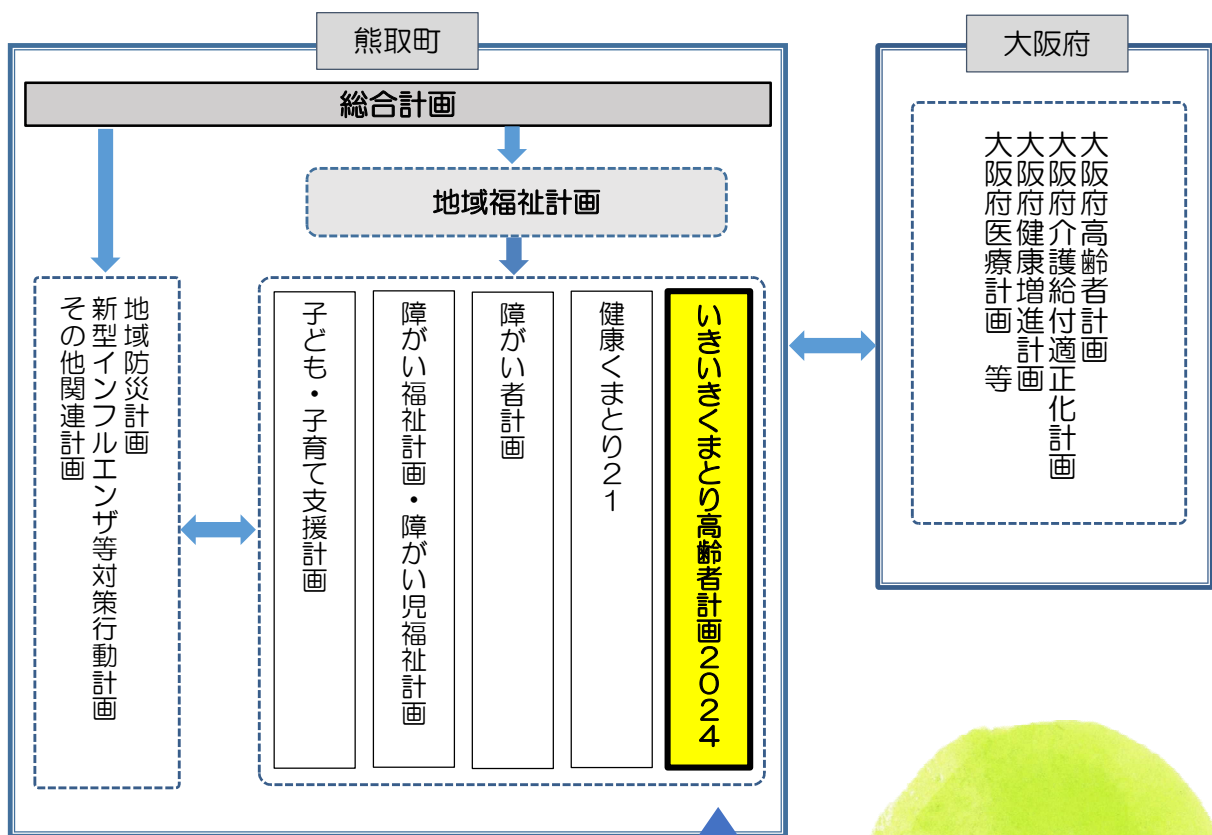


4 他計画との関係

本計画は、「総合計画」及び地域福祉の推進を具体化するための社会福祉法第107条に基づく「地域福祉計画」を上位計画とし、その他、保健・医療・福祉または居住に関する事項などを定める計画と調和を保ちながら策定を行います。

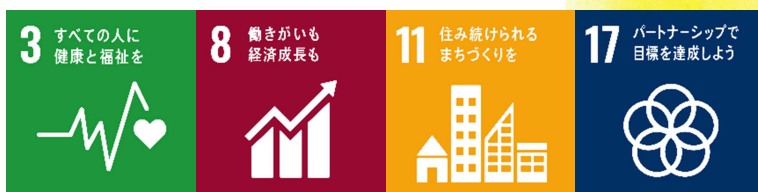
また、「大阪府高齢者計画」等、大阪府の策定する計画との整合性を図ります。

【本計画の位置付け】



- 【関連する法律】
- 老人福祉法
 - 介護保険法
 - 認知症基本法

【関連するSDGsの目標】



※「SDGs」（持続可能な開発目標）は、2015年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標です。

「地球上の誰一人として取り残さない」ことを理念とし、17の目標で構成されています。

5 計画の策定体制

(1) 高齢者等の現状を把握するための実態調査の実施

高齢者を取り巻く現状を把握するため、以下の調査を実施し、計画策定の基礎資料としました。

調査名	内容
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	【対象】 65歳以上の要介護認定を受けていない方 【内容】 日頃の生活や介護予防、地域とのつながり、介護の状況やサービスの利用意向等
在宅介護実態調査	【対象】 在宅で介護をしている家庭 【内容】 「要介護者が安心して在宅生活を続けること」「家族等介護者の就労の継続」に有効な介護サービスの在り方等
計画策定及び総合事業に関するアンケート	【対象】 熊取町内の居宅介護支援事業者、訪問介護及び通所介護事業者 【内容】 介護人材や総合事業の訪問型・通所型サービスの方向性等
在宅医療・介護連携に関するアンケート	【対象】 熊取町医療介護ネットワーク連絡会（ひまわりネット）会員 【内容】 医療と介護の連携状況や困りごと等

(2) 計画策定に向けた協議の場の設置

高齢者保健福祉推進委員会

学識経験者、保健・医療・福祉関係者、被保険者代表などで組織。

医療介護ネットワーク（ひまわりネット）検討委員会

町内の医師、歯科医師、薬剤師、看護師、ケアマネジャー、介護保険事業所の専門職などで組織。

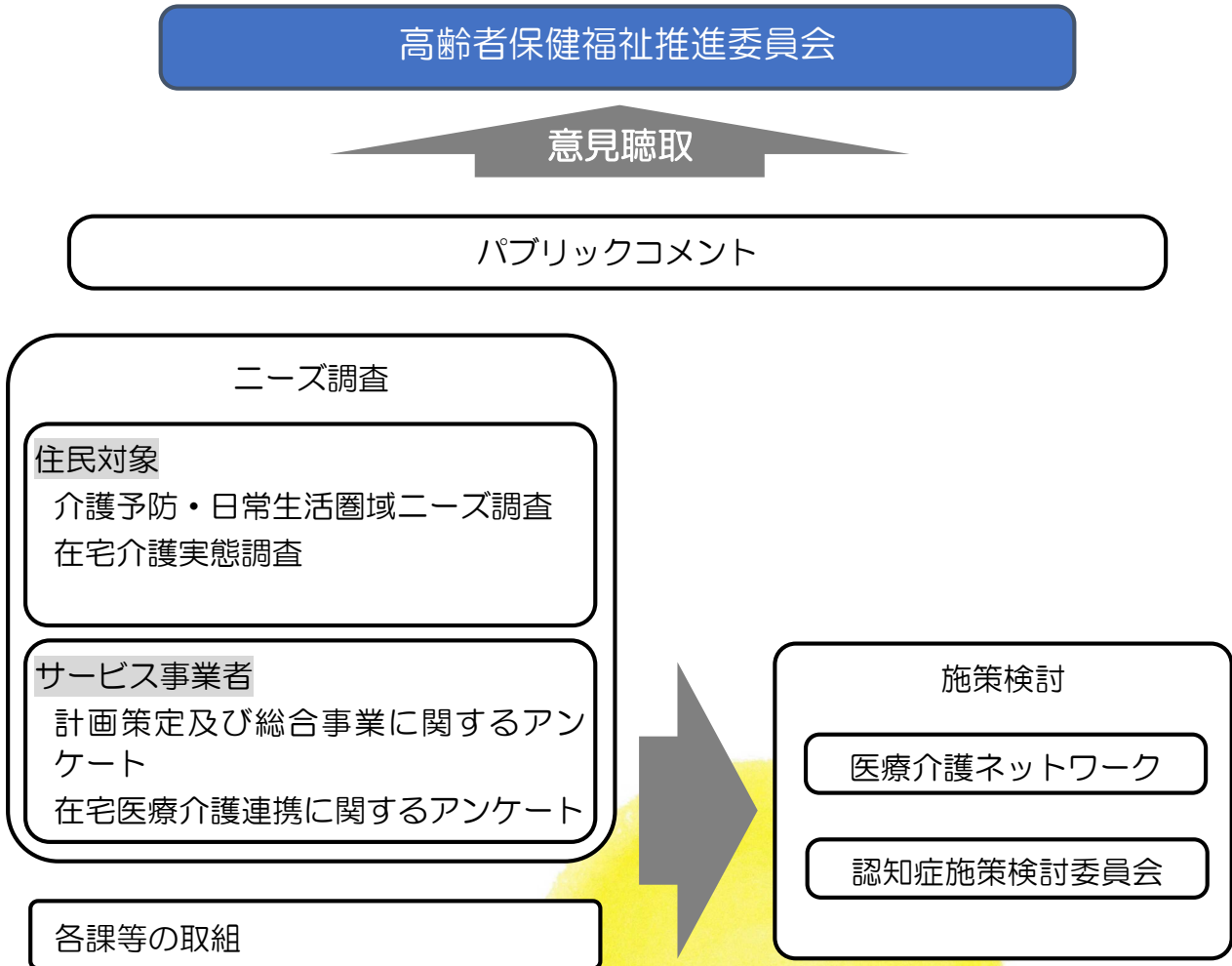
認知症施策検討委員会

認知症サポート医を中心に医療・介護関係者で組織。

(3) パブリックコメントの実施

本計画の素案を公表し、住民の皆様から幅広く意見を募り、寄せられた意見や要望は、本計画策定の参考とさせていただきます。

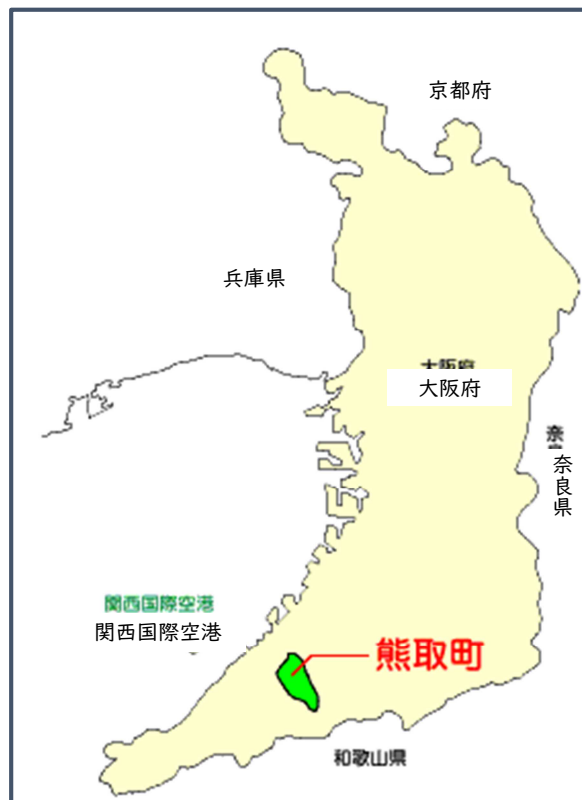
【計画の策定体制図】



6 日常生活圏域の設定

日常生活圏域は、住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して定めるものです。

本町では、行政区域が1,724ha、市街化区域は925haと比較的コンパクトなこと、また、地域交流を阻害するような地形地物はなく、地域の交流も昔から活発に行われていること、1か所の地域包括支援センターが町全体の高齢者に対して、包括的な支援を行っていること、さらに、地域密着型サービスの利用は圏域に関係なく可能であることから、引き続き日常生活圏域を1つとします。



7 制度改正について

第9期計画における介護保険制度では、「介護情報基盤の整備」「介護サービス事業者の財務状況等の見える化」「介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務」「看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化」「地域包括支援センターの体制整備等」の改正が行われました。

(1) 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための改正

①介護情報基盤の整備

被保険者、介護事業者その他関係者が当該被保険者に係る介護情報等を共有・活用することを促進する事業を介護保険者である市町村の地域支援事業として位置づけて実施する。

②介護サービス事業者の財務状況等の見える化

国において、介護サービス事業所等の詳細な財務状況等を把握して政策立案に活用するため、事業者の事務負担に配慮しつつ、財務状況を分析する体制を整備する。

③介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務

介護現場における生産性の向上に関して、都道府県を中心に取組を推進する。

④看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化

看護小規模多機能型居宅介護を、複合型サービスの一類型として、法律に位置づけ、サービス拠点での「通い」「泊まり」において、看護サービスが含まれる旨を明確化する。

⑤地域包括支援センターの体制整備等

居宅介護支援事業所など地域における既存の資源の効果的な活用・連携を図り、介護予防支援や総合相談支援業務など、地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行う体制の整備を図る。

(2) 制度の持続可能性の確保に向けた改正

①利用者負担が2割となる「一定以上所得」の判断基準の見直し

後期高齢者医療制度や介護サービスは長期間利用されること等を踏まえ、高齢者が必要なサービスを受けられるよう、高齢者の生活実態や生活への影響等を把握しながら、判断基準の見直しを検討しています。

②第1号被保険者保険料の標準段階等の見直し

負担能力に応じた負担の観点から、国の定める標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等を検討しています。

※上記の内容は、現在、国において検討が進められており、改正が決定されたものではありません。令和5（2023）年末に結論を出すこととされています。

(3) 認知症基本法の制定

令和5（2023）年6月、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が国会で成立しました。法は、7つの基本理念の第一として、「全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。」と掲げ、国民全体の理解促進や本人の社会参加・意思表示・能力発揮への障壁除去など、共生社会づくりの方向性を示しています。

コラム挿入予定

8 第9期計画の国の基本指針について

(1) 介護サービス基盤の計画的な整備

①地域の实情に応じたサービス基盤の整備

中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など**既存施設・事業所の在り方も含め検討し**、地域の实情に応じて**介護サービス基盤を計画的に確保**していく必要があります。

また、医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、**医療・介護の連携強化が重要です**。

さらに、中長期的なサービス需要の見込みについて、サービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、**サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要です**。

②在宅サービスの充実

居宅要介護者の在宅生活を支えるための**定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及**が必要です。

また、居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、**複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要**です。

さらに、居宅要介護者を支えるための、**訪問リハビリテーション等による在宅療養支援の充実**が必要です。

(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

①地域共生社会の実現

地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた**中核的な基盤となり得るもの**であり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、**総合事業の充実を図ることが重要**です。

地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、**重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を図ることが必要**です。

また、**認知症に関する正しい知識の普及啓発**により、**認知症への社会の理解を深めることが重要**です。

②医療・介護連携の強化

デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための**医療・介護情報基盤を整備**することが必要です。

③保険者機能の強化

給付適正化の取組を推進するため、要介護認定の適正化、ケアプランの点検、医療情報との突合・縦覧点検など**給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化**が必要です。

(3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施することが重要です。

都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進するとともに、介護の経営の協働化・大規模化により、**人材や資源を有効に活用**することが必要です。

また、介護サービス事業者の**財務状況等の見える化を推進**することが重要です。

コラム『地域共生社会とは』



制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

個人や世帯が抱える課題は多種多様な要因による複合的なものになってきています。さらに人口減少に対応するため、分野をまたがった総合的・包括的なサービス提供・支援が必要です。

また、住民の主体的な支え合いを育み、「誰かにやってもらう」ではなく、「自分たちもできる!」と思えることが重要であり、「自分たちができる」ことを積み重ねていくことで、暮らしに安心感と生きがいを生み出すこと、地域の資源を活かして、暮らしと地域社会に豊かさを生み出すことを目指しています。

【本町における地域包括ケアシステムを基盤とした地域共生社会のイメージ図】

